

第59期定時株主総会招集ご通知

【交付書面に記載しない事項】

●事業報告

・会社の体制及び方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

●連結計算書類

・連結注記表

●計算書類

・個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

NCS&A 株式会社

本内容につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①役員及び全社員が共有する行動の指針として「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を制定し、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。
 - ②「コンプライアンス実施統括責任者」として担当取締役または担当執行役員を任命し、コンプライアンスに関する諸問題を統括する。また各部門に「コンプライアンス実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理の責任を負う。
 - ③コンプライアンスリスクに関する審議機関として「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ④当社グループの全社員が利用できる内部通報窓口を設置する。
 - ⑤反社会的勢力に対しては、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
 - ②執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
 - ③日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人がいつでも閲覧できる体制を整える。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社の業務推進に伴う損失の危険（以下、リスクという）の管理については、リスクマネジメント部門その他の担当部門並びに各委員会（コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会）にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
 - ②新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行う。
 - ②グループ会社の規程、重要な会議の議事録及び稟議書は、必要に応じて当社取締役、監査役がいつでも閲覧できるものとする。
 - ③「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図る。
 - ④グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築する。
 - ⑤グループ会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ①監査役は職務を補助すべき組織として監査室が担当する。監査役は補助業務については、取締役の指揮命令を受けないものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
 - ②監査室の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。
7. 当社監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。

- ②監査役はいつでも、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は速やかに報告する。
- ③取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ④当社及びグループ会社の内部通報制度の適切な運用により、法令違反、コンプライアンス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。
- ⑤代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。
- ⑥監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
- ⑦監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
- ⑧監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしない。また、当社及びグループ会社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしないことを規定し適切に運用する。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

NCS & Aグループ全体でのコンプライアンス体制を整えるため、「NCS & Aグループコンプライアンス管理規程」「内部通報規程」を制定し運用しております。コンプライアンスの統括的な実施責任を負う「実施統括責任者」として、コンプライアンス担当執行役員を任命し、コンプライアンスに関するすべての情報を掌握する体制としております。

「NCS & Aグループコンプライアンス基本方針」及び「行動規範」は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図っております。

コンプライアンスに関する教育は、グループの全社員対象とするプログラムと職制に応じたプログラムを設けるとともに、コンプライアンス関連通達を随時配布する等によりコンプライアンスの啓発を推進しております。

2. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度には12回開催し、取締役会の審議資料は事前配布して出席者が十分な準備を行えるよう配慮しております。また、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換を行っております。

3. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。

監査役は、社外取締役とのミーティングの場を設け、当社の課題等について情報共有し、客観的な立場で意見交換を行っております。

常勤監査役は、「取締役会」「経営会議」のほか、「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「内部統制委員会」等の協議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

常勤監査役は、内部監査部門である監査室と月例定例会を開催し意見交換を行っております。

4. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

災害リスク、情報漏えいリスクを中心に、管理規程や職務分掌を整備しております。リスクマネジメント部門その他の担当部門並びに各委員会（コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会）において、計画、状況確認、再整備などの審議を行い、必要に応じて経営会議に報告されています。

5. 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

グループ会社の経営管理については、四半期毎に当社経営会議でグループ会社社長による事業状況の報告を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については当社取締役会または当社代表取締役社長へ随時報告する体制としております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

当社の連結子会社は、エブリ株式会社、NCSサポート&サービス株式会社、恩愛軟件（上海）有限公司の3社であります。なお、連結子会社であった株式会社テクノインフィニタスは清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社 なし

(2) 持分法を適用しない関連会社 1社

会社等の名称 アイ・システム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、恩愛軟件（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- 1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- 2) その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 時価法
 - 以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 1) 商品
 - コンピュータ機器 個別法
 - その他の商品 総平均法又は最終仕入原価法
- 2) 仕掛品 個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産除く)

定額法

② 無形固定資産

ソフトウェア

(市場販売目的のソフトウェア)

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間(3年)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法

(社内利用のソフトウェア)

見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

③ リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 受注損失引当金 請負契約プロジェクトに係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積ることができる請負契約プロジェクトについて、当該将来損失見込額を引当計上しております。受注損失の発生が見込まれる請負契約プロジェクトについて仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残額を受注損失引当金に計上しております。
なお、当連結会計年度末の受注損失見込額10,942千円のうち1,247千円を仕掛品残高から直接控除した結果、受注損失引当金の当連結会計年度末残高は9,694千円であります。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① システム開発

システム開発においては、主にシステムの設計及びソフトウェアの開発、パッケージソフトウェアのカスタマイズ等を顧客へ提供する契約に基づき、システム開発を行う義務を負っております。当該システム開発契約につきましては、当社グループの義務の履行により資産であるソフトウェア資産が生じ又は価値が増価し、資産の創出又は増価につれて顧客がその資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる進捗に応じて充足されるため、原則的にはプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点（顧客による検収がなされた時点）で収益を認識しております。

また、合理的な進捗度の見積りができない場合には、個別に進捗分に係る費用について回収できるものについては原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

② サービス

サービスにおいては、主に企業のコンピュータシステムに対する全般的な支援サービスを行うシステムサービス及びコンピュータ機器の保守を行うハードウェア保守サービスを顧客へ提供する契約に基づき、サービス提供を行う義務を負っております。

コンピュータシステムに対する全般的な支援サービスを行うシステムサービスにつきましては、顧客は契約期間の経過に伴って便益を受け取ると同時に消費していることから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる進捗に応じて充足されるため、原則的にはプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。

ハードウェア保守サービスにつきましては、顧客は契約期間の経過に伴って便益を受け取ると同時に消費していることから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

- ③ システム機器等販売 システム機器等販売においては、主にコンピュータ機器及び周辺機器、パッケージソフトウェア等の販売を行っており、履行義務はそれら製品の引渡しを行う義務を負っております。
当該システム機器等販売につきましては、顧客が製品を検収した時点で資産の支配が顧客に移転することから、当該履行義務は一時点で充足される履行義務であるため、当該時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産・負債及び収益・費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益につきましては、品分類別及び売上分類別に収益を分解した情報を記載しております。

(単位：千円)

品分類	売上高	
システム開発	9,124,645	
サービス	サービス	7,414,656
	ハード保守	702,136
	小計	8,116,792
システム機器等販売	3,251,812	
品分類別合計	20,493,251	
売上分類		
自社製品によるソリューション	5,407,172	
システムインテグレーション	8,439,219	
機器・パッケージ	2,127,345	
受託開発	4,519,514	
売上分類別合計	20,493,251	
顧客との契約から生じる収益	20,493,251	
外部顧客への売上高	20,493,251	

(注)売上分類の内容及び品分類との対応関係は以下のとおりであります。

(1) 自社製品によるソリューション

システム可視化やマイグレーション等の自社製品を用いたソリューションによる売上
対応する品分類：システム開発、サービス、システム機器等販売

(2) システムインテグレーション

システムの設計・開発から導入後の運用・保守までをワンストップで提供するシステム
インテグレーションサービスによる売上
対応する品分類：システム開発、サービス、システム機器等販売

(3) 機器・パッケージ

コンピュータ機器及び周辺機器、パッケージソフトウェア等の売上のうち、他の開発・
サービスを伴わない機器単体の販売による売上
対応する品分類：システム機器等販売

(4)受託開発

大手システムインテグレーターから委託されたシステム及びプログラムの開発による売上

対応する品分類：システム開発、サービス

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1)主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点につきましては、連結注記表「注記事項（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2)重要な支払条件に関する情報

支払条件につきましては、履行義務の充足後、契約に定める支払条件により短期のうち
に支払を受けております。当社グループの主要な事業において履行義務を充足してから対
価を受領するまでの期間は1年以内と短期であり、重大な金融要素を含む取引はありません。

なお、契約条件等により履行義務の充足前に前受の形式により対価を受領する場合には、契約負債を計上しております。

(3)取引価格の算定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

当社グループの取引において、複数の品分類を組み合わせた契約を締結した場合における当該契約は、それぞれの品分類が単独で販売されており、複数の履行義務を含んでいるため、取引価格の配分についてはそれぞれの品分類における独立販売価格に基づき取引価格を配分しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,899,280
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,292,384
契約資産（期首残高）	1,743,150
契約資産（期末残高）	1,026,426
契約負債（期首残高）	248,841
契約負債（期末残高）	161,116

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従って請求し、受領しておりません。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は89,065千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が716,723千円減少した主な理由は、収益の認識に伴う増加及び当該契約に基づく請求権の獲得による減少であり、これによりそれぞれ、4,144,003千円増加し、4,860,727千円減少しております。また、当連結会計年度において、契約負債が87,725千円減少した主な理由は、顧客との契約に基づく前受金の受領に伴う増加及び当該契約の履行義務の履行による減少であり、これによりそれぞれ546,092千円増加し、633,817千円減少しております。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、見積総原価の変動）の額は5,762千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、システム開発及びサービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	2,566,257
1年超2年以内	553,449
2年超	98,316
合計	3,218,024

(重要な会計上の見積り)

1. 一定期間にわたり認識する売上高

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 3,613,900千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

連結注記表「注記事項（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、システム開発に係るプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。

システム開発に係るプロジェクト見積総原価については、主に工数及び外注予定額から構成される実行予算を用いて算出しており、原価比例法により進捗度を把握し売上高を算定しております。

②翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積総原価の算出に際し、仕様追加や開発方式の変更等様々な要因により実行予算の主要要素である開発に必要な工数及び外注予定額の見通しが変化する場合には、見積総原価が変動し、損益へ影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 293,381千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,000,000株	-	-	18,000,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	482,779	利益剰余金	30.00	2024年3月31日	2024年6月6日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力の発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	647,261	利益剰余金	40.00	2025年3月31日	2025年6月5日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については原則、短期的な預金等としており、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び電子記録債権、並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容を取締役会に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は短期的に決済されるものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	1,011,616	1,011,616	—
資 産 計	1,011,616	1,011,616	—

(注1)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	当 連 結 会 計 年 度
非上場株式	88,664

3. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,011,616	—	—	1,011,616
資産計	1,011,616	—	—	1,011,616

(注1)市場価格のない株式等につきましては、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としていないため、金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項で開示している「投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	879円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	130円55銭

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,588,548千円
勤務費用	147,848千円
数理計算上の差異の発生額	△278,755千円
退職給付の支払額	△240,894千円
退職給付債務の期末残高	<u>2,216,747千円</u>

- | | |
|--|--------------------|
| (2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表 | |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,216,747千円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>2,216,747千円</u> |
| 退職給付に係る負債 | 2,216,747千円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>2,216,747千円</u> |
| (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 | |
| 勤務費用 | 147,848千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 28,814千円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | <u>176,662千円</u> |
| (4) 退職給付に係る調整額 | |
| 退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。 | |
| 数理計算上の差異 | 307,569千円 |
| 合計 | <u>307,569千円</u> |
| (5) 退職給付に係る調整累計額 | |
| 退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。 | |
| 未認識数理計算上の差異 | 207,376千円 |
| 合計 | <u>207,376千円</u> |
| (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項 | |
| 主要な数理計算上の計算基礎 | |
| 割引率 | 1.4% |

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、107,918千円であります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| (1) 満期保有目的の債券 | 償却原価法(定額法) |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (3) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 時価法 |
| 以外のもの | (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- | | |
|----------|------|
| (1) 商品 | |
| コンピュータ機器 | 個別法 |
| その他の商品 | 総平均法 |
| (2) 仕掛品 | 個別法 |

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 有形固定資産(リース資産除く) | 定額法 |
| (2) 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | (市場販売目的のソフトウェア)
見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間(3年)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法 |
| | (社内利用のソフトウェア)
見込利用可能期間(5年)に基づく定額法 |
| 上記以外の無形固定資産 | 定額法 |
| (3) リース資産 | (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 |

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 受注損失引当金

請負契約プロジェクトに係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積ることができる請負契約プロジェクトについて、当該将来損失見込額を引当計上しております。受注損失の発生が見込まれる請負契約プロジェクトについて仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残額を受注損失引当金に計上しております。

なお、当事業年度末の受注損失見込額10,942千円のうち1,247千円を仕掛品残高から直接控除した結果、受注損失引当金の当事業年度末残高は9,694千円であります。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) システム開発

システム開発においては、主にシステムの設計及びソフトウェアの開発、パッケージソフトウェアのカスタマイズ等を顧客へ提供する契約に基づき、システム開発を行う義務を負っております。当該システム開発契約につきましては、当社の義務の履行により資産であるソフトウェア資産が生じ又は価値が増価し、資産の創出又は増価につれて顧客がその資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる進捗に応じて充足されるため、原則的にはプロジェクト見積総原価に対する事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い場合については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点（顧客による検収がなされた時点）で収益を認識しております。

また、合理的な進捗度の見積りができない場合には、個別に進捗分に係る費用について回収できるものについては原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

(2) サービス

サービスにおいては、主に企業のコンピュータシステムに対する全般的な支援サービスを行うシステムサービス及びコンピュータ機器の保守を行うハードウェア保守サービスを顧客へ提供する契約に基づき、サービス提供を行う義務を負っております。

コンピュータシステムに対する全般的な支援サービスを行うシステムサービスにつきましては、顧客は契約期間の経過に伴って便益を受け取ると同時に消費していることから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる進捗に応じて充足されるため、原則的にはプロジェクト見積総原価に対する事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。

ハードウェア保守サービスにつきましては、顧客は契約期間の経過に伴って便益を受け取ると同時に消費していることから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

- (3) システム機器等販売 システム機器等販売においては、主にコンピュータ機器及び周辺機器、パッケージソフトウェア等の販売を行っており、履行義務はそれら製品の引渡しを行う義務を負っております。
当該システム機器等販売につきましては、顧客が製品を検収した時点で資産の支配が顧客に移転することから、当該履行義務は一時点で充足される履行義務であるため、当該時点で収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

連結注記表「注記事項（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 一定期間にわたり認識する売上高
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
売上高 3,613,900千円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「注記事項（重要な会計上の見積り）1. 一定期間にわたり認識する売上高」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額 | 267,454千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 8,296千円 |
| 短期金銭債務 | 275,629千円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	5,940千円
仕入高	275,620千円
外注費	1,346,372千円
その他	256,946千円
営業取引以外の取引高	28,169千円

2. 特別利益

(1)関係会社清算益 23,503千円

当社の連結子会社であった株式会社テクノインフィタスの清算に伴い発生したものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,907,361株	1,020株	89,928株	1,818,453株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	120株
従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う自己株式の無償取得による増加	700株
従業員向け譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う自己株式の無償取得による増加	200株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

役員及び従業員向け譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	89,900株
単元未満株式の買増請求による減少	28株

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	675,485千円
関係会社株式評価損	69,292千円
関係会社出資金評価損	104,015千円
賞与引当金	442,286千円
減価償却の償却超過額	88,620千円
その他	217,590千円
繰延税金資産小計	1,597,290千円
評価性引当額	△241,691千円
繰延税金資産合計	1,355,599千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△206,713千円
繰延税金負債合計	△206,713千円
繰延税金資産純額	1,148,885千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入 されない項目	△0.0%
役員賞与損金不算入額	1.3%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△0.4%
住民税均等割等	0.8%
評価性引当額	△35.0%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△2.1%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が26,498千円増加し、法人税等調整額が21,042千円増加しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	827円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	128円66銭